

平成三十一年秋田県議会第一回定例会会議録

第六号

第一一、議案第一二四号

費の一部負担の変更について
訴えの提起について

議事日程第六号

平成三十一年二月二十六日（火曜日）

午前九時三十分開議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

第一、知事の説明

第二、予算特別委員会への議案付託の件

午前九時三十分開議
本日の出席議員

四十一名

議事日程第六号の二

平成三十一年二月二十六日（火曜日）

午後四時四十五分再開

第三、議案第一一一号 平成三十一年度秋田県一般会計補正予算（第七号）

第四、議案第一一二号 平成三十一年度秋田県下水道事業特別会計補正予算（第二号）

第五、議案第一一八号 平成三十一年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について

第六、議案第一一九号 平成三十一年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について

第七、議案第一二〇号 平成三十一年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について

第八、議案第一二一号 平成三十一年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について

第九、議案第一二二号 平成三十一年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

第一〇、議案第一二三号 平成三十一年度米代川流域下水道事業に要する経

一	番	薄井	司	二	番	加賀屋	千鶴子
三	番	吉方	清彦	四	番	石川	徹
五	番	佐々木	雄太	六	番	杉本	俊比古
七	番	鈴木	健太	八	番	佐藤	信喜
九	番	加藤	麻里	十	番	佐藤	正一郎
十一	番	三浦	茂人	十二	番	小原	正晃
十三	番	沼谷	純	十四	番	今川	雄策
十五	番	鈴木	雄大	十六	番	高橋	武浩
十七	番	平山	晴彦	十八	番	石川	ひとみ
十九	番	東海林	洋	二十	番	渡部	英治
二十一	番	菅原	博文	二十二	番	佐藤	雄孝
二十三	番	北林	丈正	二十四	番	竹下	博英
二十五	番	原	幸子	二十七	番	田口	聡
二十八	番	石田	寛	二十九	番	三浦	英一
三十	番	土谷	勝悦	三十一	番	工藤	嘉範
三十二	番	近藤	健一郎	三十三	番	加藤	鉦一
三十四	番	佐藤	賢一郎	三十五	番	小松	隆明
三十七	番	柴田	正敏	三十八	番	大関	隆衛
三十九	番	川口	正一	四十	番	小田	美恵子
四十一	番	鶴田	有司	四十二	番	鈴木	洋一

四十三番 北林康司

出席議員

三十八名

一番	薄井清彦	二番	加賀屋千鶴子
二番	吉方清彦	三番	石川徹
三番	佐々木雄太	四番	杉本俊比古
四番	鈴木健太	五番	佐藤信喜
五番	加藤麻里	六番	佐藤正一郎
六番	三浦茂人	七番	小原正晃
七番	沼谷純	八番	今川雄策
八番	鈴木雄大	九番	高橋武浩
九番	平山晴彦	十番	石川ひとみ
十番	東海林洋	十一番	渡部英治
十一番	菅原博文	十二番	佐藤雄孝
十二番	北林丈正	十三番	竹下博英
十三番	原幸子	十四番	田口博聡
十四番	石田寛	十五番	土谷勝悦
十五番	工藤嘉範	十六番	近藤健一郎
十六番	加藤鉦一	十七番	小松隆明
十七番	大関衛	十八番	川口一
十八番	小田美恵子	十九番	鶴田有司
十九番	鈴木洋一	二十番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

副知事 堀井啓一
知事 佐竹敬久

副知事 川原誠

観光文化スポーツ部理事 前川浩

総務部長 名越一郎

総務部危機管理監(兼) 出口廣晴

企画振興部長 妹尾明

あきた未来創造部長 湯元巖

観光文化スポーツ部長 佐々木司

健康福祉部長 保坂学

生活環境部長 高橋修

農林水産部長 齋藤了

産業労働部長 水澤聡

建設部長 小川智弘

会計管理者(兼) 出納局長 鎌田雅人

総務部次長 神部秀行

財政課長 猿田和三

教育委員会教育長 米田進

警察本部長 鈴木達也

●議長（鶴田有司議員） これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありま
 すので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 （朗読省略）

一、二月二十六日、知事から次の議案が提出された。また、下段のとおり
 それぞれ関係委員会に付託した。

（付託委員会）

- (1) 議案第一一一号 平成三十年秋田県一般会計補
 正予算（第七号）
- (2) 議案第一一二号 平成三十年秋田県下水道事業
 特別会計補正予算（第二号）
- (3) 議案第一一三号 平成三十年秋田県一般会計補
 正予算（第八号）
- (4) 議案第一一四号 平成三十年度地方独立行政法人
 秋田県立病院機構施設整備等貸
 付金特別会計補正予算（第三号）
- (5) 議案第一一五号 秋田県県税条例の一部を改正す
 る条例案
- (6) 議案第一一六号 秋田県児童福祉施設の設備及び
 運営に関する基準を定める条例
 の一部を改正する条例案
- (7) 議案第一一七号 義務教育諸学校等の教育職員の
 給与等に関する特別措置に関す
 る条例の一部を改正する条例案
- (8) 議案第一一八号 平成三十年度自然公園事業に要
 する経費の一部負担の変更につ
 いて

福祉環境委員会

教育公安委員会

福祉環境委員会

総務企画委員会

(9) 議案第一一九号 平成三十年度県営土地改良事業 農林水産委員会
 に要する経費の一部負担の変更
 について

(10) 議案第一二〇号 平成三十年度林道事業に要する
 経費の一部負担の変更について 同

(11) 議案第一二一号 平成三十年度都市計画事業に要
 する経費の一部負担の変更につ
 いて 建設委員会

(12) 議案第一二二号 平成三十年度秋田湾・雄物川流
 域下水道事業に要する経費の一
 部負担の変更について 同

(13) 議案第一二三号 平成三十年度米代川流域下水道
 事業に要する経費の一部負担の
 変更について 同

(14) 議案第一二四号 訴えの提起について 教育公安委員会

総務企画委員会 一件

福祉環境委員会 二件

農林水産委員会 二件

建設委員会 三件

教育公安委員会 二件

●議長（鶴田有司議員） 日程第一、知事の説明を行います。知事の発言
 を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。

追加提案いたしました補正予算案及びその他の議案について説明申し
 上げます。

このたびの補正予算案は、国の補正予算に対応した事業のほか、各種

事業の実績見込みによる増減等について計上しております。

国の補正予算に対応した事業については、農林水産業の競争力強化を図るため、農畜産物の生産拡大や収益性向上、木材の低コスト安定供給に向けた取組に対し助成するほか、県立総合射撃場を有害鳥獣の狩猟技術訓練施設として活用するため、必要な施設設備の整備を行ってまいります。

また、公共事業については、農業生産基盤の強化を図る土地改良事業や、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に対応した道路・橋梁、河川等の事業を計上しております。

一般会計補正額は、二百三十一億三千九百九十九万円であり、補正後の総額は、六千六百十六億六千六百二十二万円となります。

次に、単行議案の主なものについて申し上げます。

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は、国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当について必要な改正を行おうとするものであります。

「訴えの提起について」は、弁護士殺害に係る国家賠償等請求控訴事件において、県の主張が認められなかったことから、上告しようとするものであります。

以上、提出議案の概要について申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 次に、日程第二、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百十一号、議案第百十二号、議案第百十三号及び議案第百十四号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百十一号、

議案第百十二号、議案第百十三号及び議案第百十四号は、予算特別委員会に付託されました。

委員会で議案審査を行うため、暫時休憩いたします。

午前九時三十三分休憩

午後四時四十五分再開

出 席 議 員	四十一名
一 番	薄井清彦
二 番	加賀屋千鶴子
三 番	吉方清彦
四 番	石川徹
五 番	佐々木雄太
六 番	杉本俊比古
七 番	鈴木健太
八 番	佐藤信喜
九 番	加藤麻里
十 番	佐藤正一郎
十一 番	三浦茂人
十二 番	小原正晃
十三 番	沼谷純
十四 番	今川雄策
十五 番	鈴木雄大
十六 番	高橋武浩
十七 番	平山晴彦
十八 番	石川ひとみ
十九 番	東海林洋
二十 番	渡部英治
二十一 番	菅原博文
二十二 番	佐藤雄孝
二十三 番	北林丈正
二十四 番	竹下博英
二十五 番	原幸子
二十七 番	田口博聡
二十八 番	石田寛
二十九 番	三浦英一
三十 番	土谷勝悦
三十一 番	工藤嘉範
三十二 番	近藤健一郎
三十三 番	加藤鉦一
三十四 番	佐藤賢一郎
三十五 番	小松隆明
三十六 番	柴田正敏
三十七 番	大関隆衛
三十八 番	柴田正敏
三十九 番	川口正敏
四十 番	小田美恵子
四十一 番	鶴田有司
四十二 番	鈴木洋一
四十三 番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 その二（朗読省略）

一、二月二十六日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一一八号 (2) 同 第一一二号

一、二月二十六日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一一八号

一、二月二十六日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一一九号 (2) 同 第二二〇号

一、二月二十六日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二二号 (2) 同 第一二二二号

(3) 同 第一二三号

一、二月二十六日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一二四号

一、二月二十六日、人事委員会から地方公務員法第五条第二項の規定による回答があり、同日、各議員に配付した。

●議長（鶴田有司議員） あらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第三十五条により午後五時までとなっておりますが、本日の会議は議事の都合により延長いたします。

日程第三、議案第百一十一号から日程第十一、議案第百二十四号までの議案九件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長川口一議員）登壇】

●予算特別委員長（川口一議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第百一十一号平成三十年度秋田県一般会計補正予算（第七号）及び議案第百一十二号平成三十年度秋田県下水道事業特別会計補正予算（第二号）、以上二件であります。

今回の一般会計補正予算は、二百三十七億三千八百八十七万円の増額であり、これにより予算総額は、六千二百二十二億六千八百万円となります。次に、下水道事業特別会計の補正予算は、三億三千七百六十万円の増額であり、これにより予算総額は、七十四億八千二百五十六万円となります。

今回の補正予算は、国の補正予算に対応した農林水産業の競争力強化等の取組や公共事業のほか、除雪費等について計上されております。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、関係分科会においてそれぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「平成三十年度一般会計補正予算案（第七号）に係る公共事業全体の実施見通し」について質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「狩猟技術訓練施設整備事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「経営体育成基盤整備事業」、「特定農業用管路等特別対策事業」、「農村地域防災減災事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「河川改修事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「一般管理事業費」などについて質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百十一号については、賛成多数をもって、議案第百十二号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告を申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】
福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました議案第百十八号について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百十八号は、平成三十年度自然公園事業に要する経費の一部負担について、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百十八号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【三十五番（農林水産委員長小松隆明議員）登壇】
農林水産委員長（小松隆明議員） ただいま議題となりました、議案第百十九号及び議案第百二十号について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました、議案第百十九号及び議案第百二十号は、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百十九号及び議案第百二十号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】
建設委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました、議案第百二十一号、議案第百二十二号及び議案第百二十三号、以上三件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました、議案第百二十一号から議案第百二十三号までの三件は、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百二十一号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】
教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました議案第百二十四号について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百二十四号は、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

弁護士殺人事件国家賠償訴訟控訴審判決に対して、最高裁へ上告を行うとのことだが、県警察として、一審と二審の判決が異なっていることに対してどのように考えているのか。また、上告を行う決め手は何かとただしたのに対し、この事件に関しては、被害者が亡くなられた非常に残念な事件であり、県警察として重く受けとめ、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるところである。判決については、一審と二審の事実認定について大きく異なっていないものの、過失、違法性の法的な判断について異なっており、県警察の賠償責任が認められたことについて、最高裁の過去の判例に照らしても同意しかねるため、最高裁の判断を仰ぐものである。

これに対してさらに、このような事件は二度と起きてはならないと考えるが、再発防止に向け、県警察ではどのような取組を行っているのかとただしたのに対し、被害者が殺害されるに至った結果は極めて重大であり、これを防止できなかったことについては、真摯に受けとめなければならぬと考えている。県警察としては、賠償責任の有無にかかわらず、警察の対応能力に改善できる余地がないか検証を行い、訓練の改善、装備資機材の充実、通信指令の強化、弁護士会との連携強化に取り組んでいるところである。今後も、初動対応能力を向上させるべく、組織を上げて、絶えず改善に努めてまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百二十四号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許しま

す。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、議案第二百二十四号訴えの提起について討論いたします。

この件は、弁護士殺人事件において、現場対応に過失があったと認定した控訴審判決を不服として、県が上告しようというものです。

二〇一七年十月の一審では、「警察官の対応に問題はあったが、不法行為はない」という判決です。現場の事実認定については、大きな違いはなかったという説明でした。しかし、控訴審判決は、「過失があった」という判決になっています。現場対応の判断をどう考えるかが争われたのです。県警察本部も、現場の警察官の対応に問題があったことは認めているのではないのでしょうか。そして、緊迫した状況の中での過失の対応で、過失はないというのが県の主張です。しかし私は、この事件を報道で見ている、現場に臨場した警察の装備の問題などについても指摘されていましたが、なぜあらかじめ予測をして身につけるなどしなかったのか、なぜ被害者の命を守るというその職務を全うしようとする、そういう姿勢がなかったのか、このように感じていました。私も人の命に向き合う仕事をしてきた立場から感じたものです。自分の命や身に危険が及ぶような緊迫した現場で、機転を効かせた判断と対応を求められるこの重責は、大変なものだと理解します。しかし、遺族は、守ってもらえるものと思っただけで訴えています。県民の期待にこたえられる警察に改革してほしいと思います。

今日の教育公安委員会では、二度と繰り返さないために反省と改善点など説明がありました。しかし、判決で指摘されている、優先して安全を確保するための対応の検証など行っていくことこそが、今求められているのではないのでしょうか。今日の魁紙に掲載されている、元兵庫県警刑事で飛松実践犯罪捜査研究所代表の飛松五男さんは、「まず加害者と

被害者を識別し、被害者の安全を確保すべきだったのに怠った」と指摘しています。

守るべき命を守り切れなかった、このことを重く受けとめ、今回の控訴審の「適切な行動をとらなかったため弁護士が殺害されるに至ったと評価せざるを得ない」、この判決を真摯に受けとめ、上告はやめるべきです。

以上で私の討論を終わります。

最後になりますが、真実を解明するためにこれほどの時間を要する、その御家族の皆さん、御遺族の皆さんの心情を察するとともに、津谷弁護士のお祈りいたします。討論を終わります。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第百一十一号及び議案第百二十四号、以上二件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案二件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百一十一号及び議案第百二十四号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案七件について一括し、採決いたします。以上の議案七件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百十二号、議案第百十八号、議案第百十九号、議案第百二十号、議案第百二十一号、議案第百二十二号及び議案第百二十三号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五分閉会